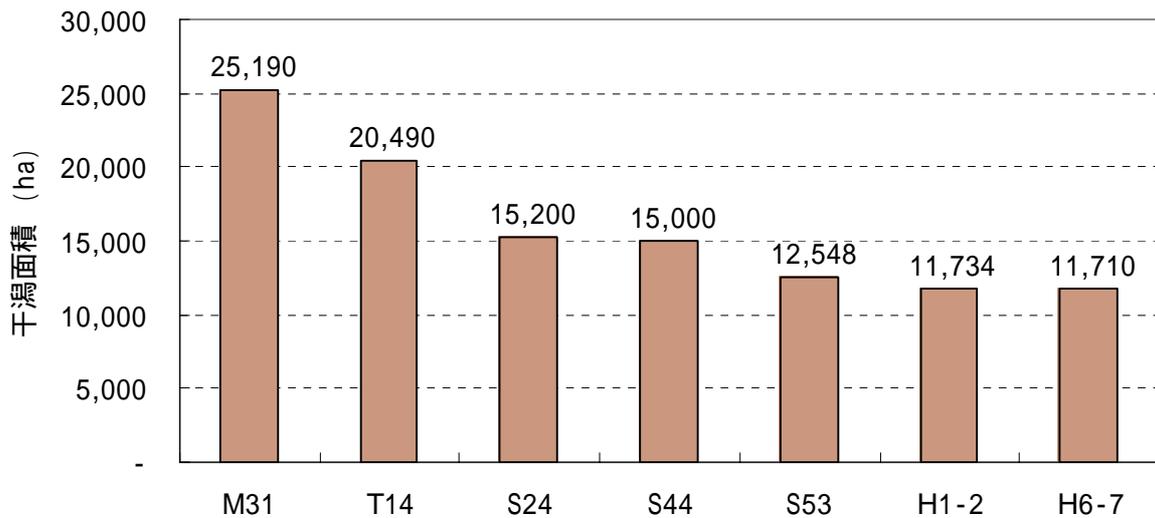


出典) 広域総合水質調査(環境省)

備考) 各測定点の値は、平成12~14年度までの3か年の夏季に各1回測定し、それら3回の測定結果の平均値。括弧内の値は、それら3回のうちの最低値。

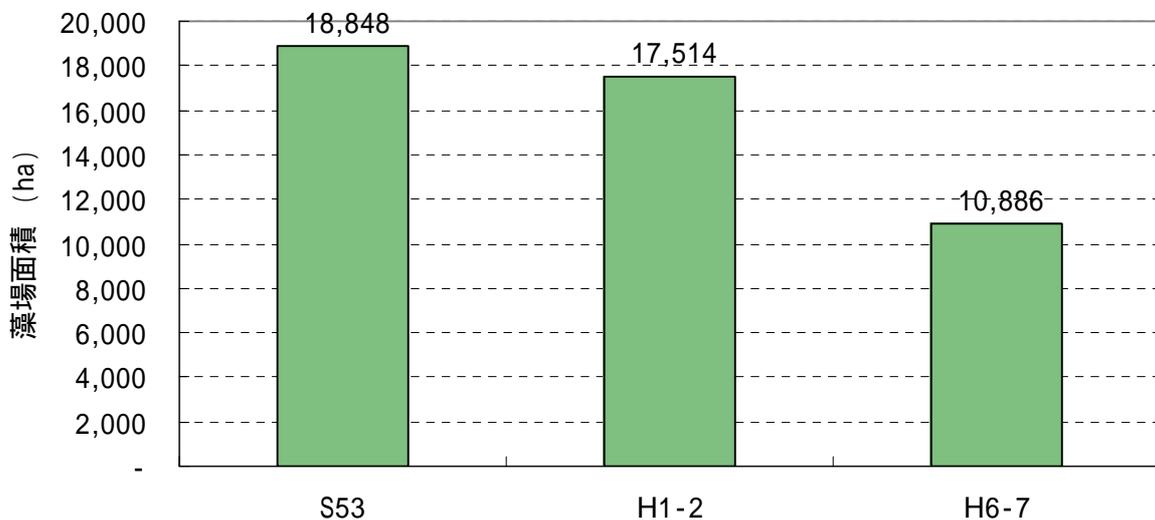
図10 瀬戸内海における溶存酸素(DO)の分布(平成12~14年度の下層・夏季3か年平均)



出典) M31年、T14年、S24年、S44年：「瀬戸内海要覧」(建設省中国地方建設局)  
 S53年、H1～2年：第4回自然環境保全基礎調査(環境庁)  
 H6～7年：第5回自然環境保全基礎調査(環境庁)

備考) H6～7年においては、兵庫県及び徳島県のデータが含まれていない。  
 出典により、面積測定方法に違いがある。

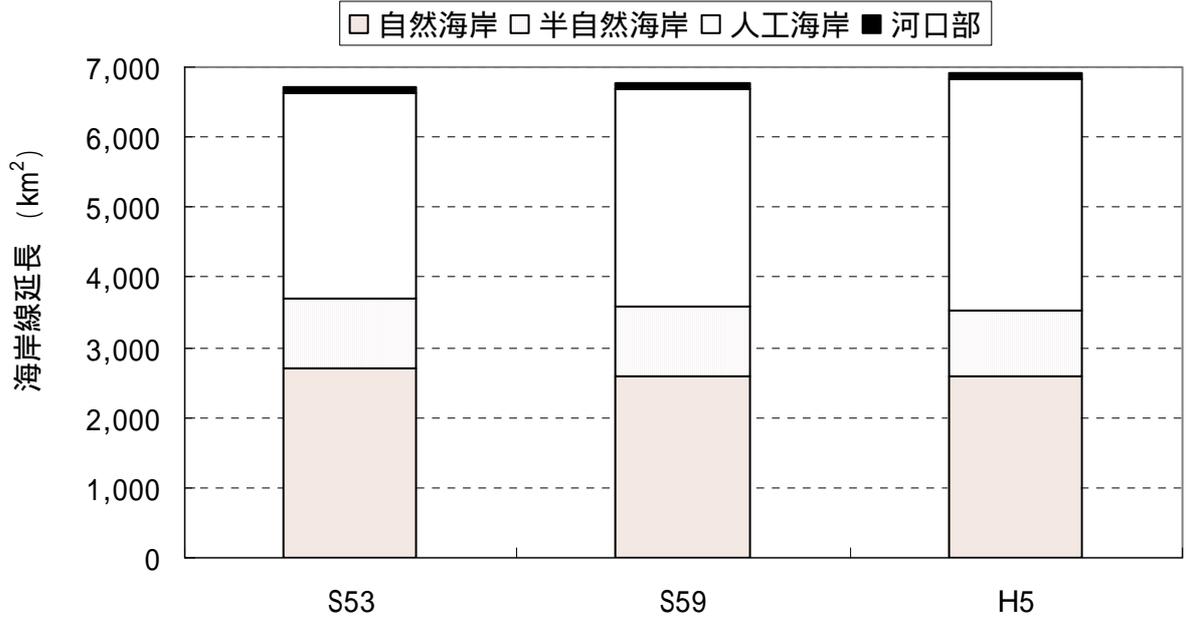
図11 瀬戸内海における干潟面積の推移



出典) S53年、H1～2年：第4回自然環境保全基礎調査(環境庁)  
 H6～7年：第5回自然環境保全基礎調査(環境庁)

備考) H6～7年においては、兵庫県及び徳島県のデータが含まれていない。  
 出典により、面積測定方法に違いがある。

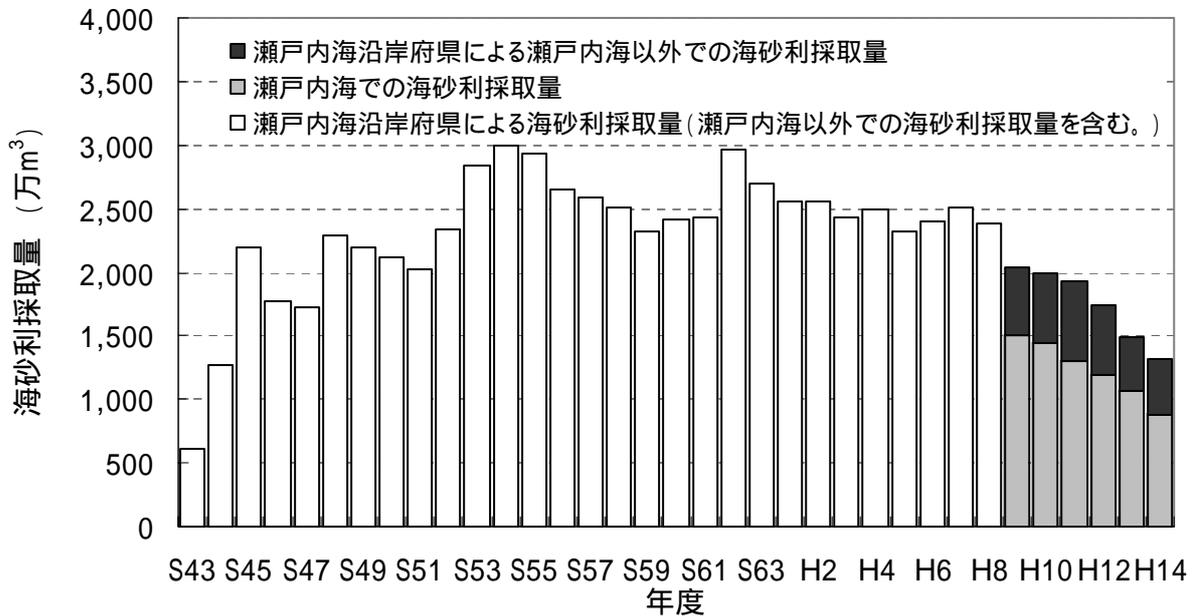
図12 瀬戸内海における藻場面積の推移



出典) 第2~4回自然環境保全基礎調査(環境庁)

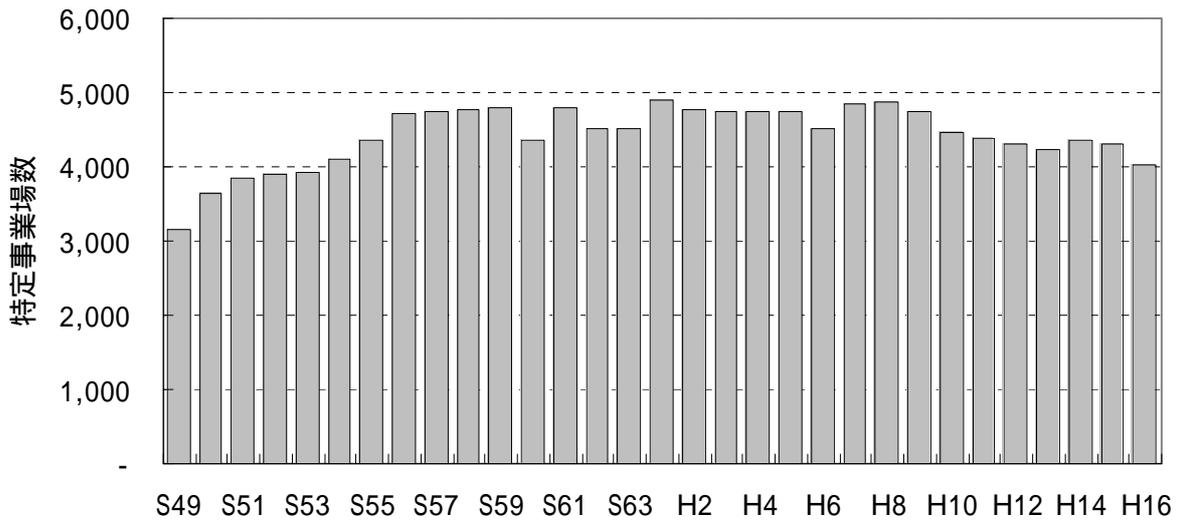
備考) H5年については、第4回自然環境保全基礎調査(環境庁)をもとに、一部海岸について海岸線延長をデジタルデータをもとに修正しており、S53年及びS59年の数値とは算出方法が異なる。

図13 瀬戸内海における海岸線延長の推移



出典) 砂利採取業務状況報告書集計表(経済産業省・国土交通省)

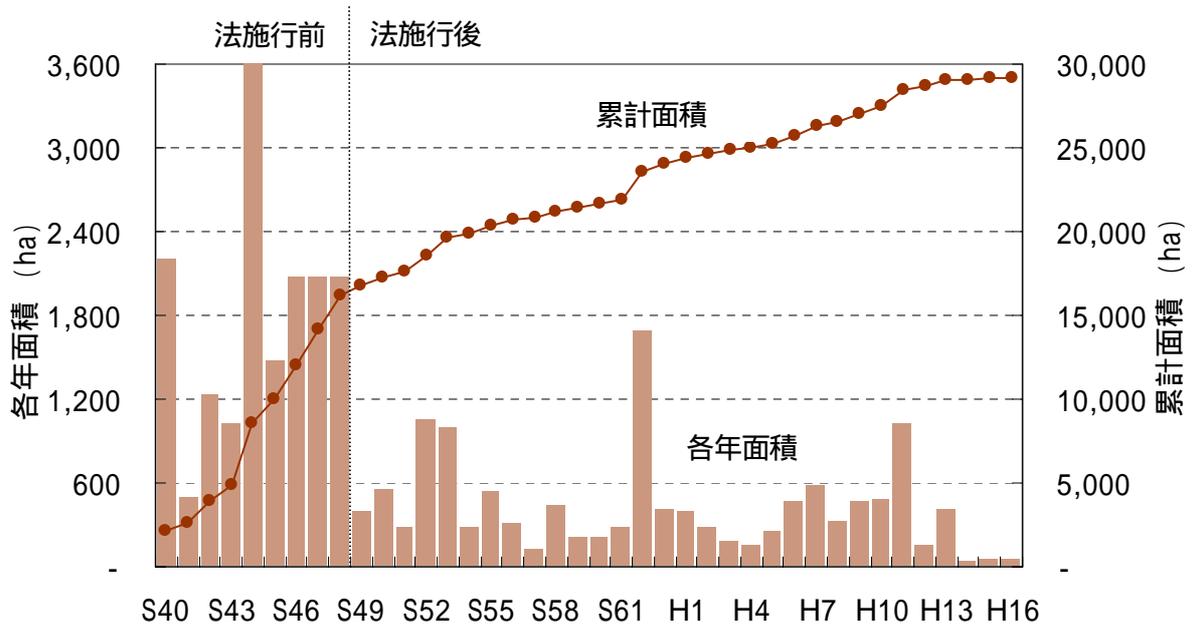
図14 瀬戸内海沿岸府県の海砂利採取量の推移



出典) 水質汚濁防止法等の施行状況 (環境省環境管理局水環境部)

備考) 各データは、各年の3月31日現在の数

図15 瀬戸内海地域における特定事業場数の推移

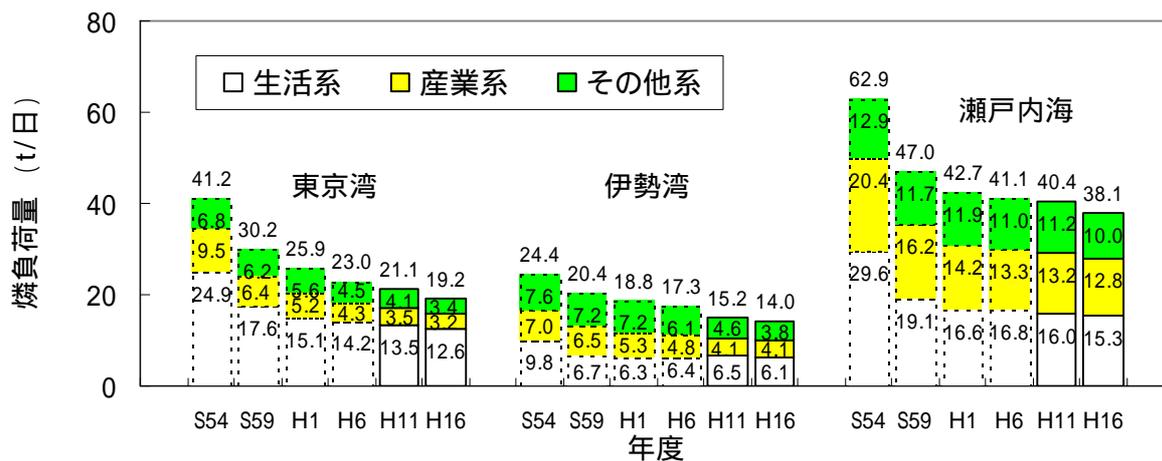
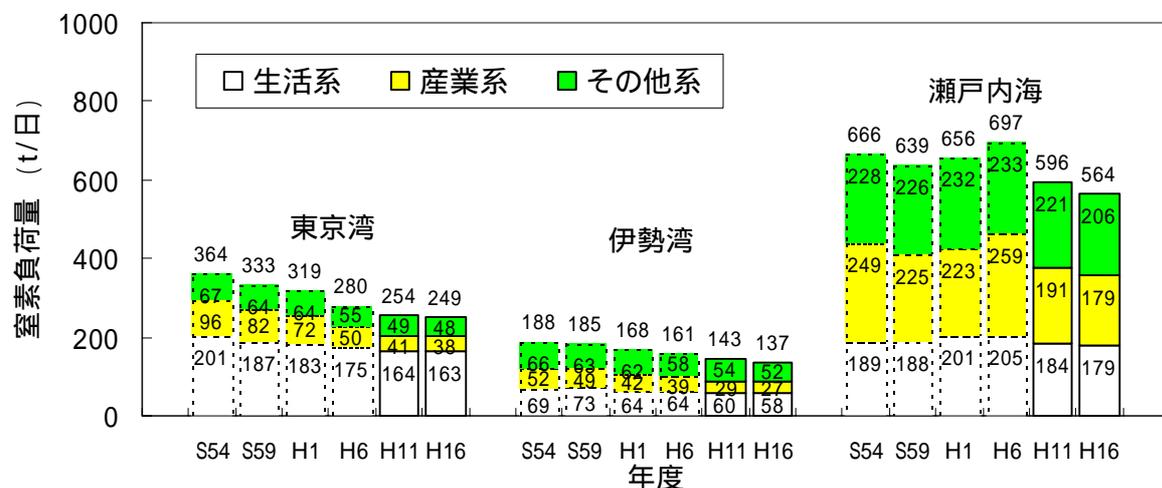
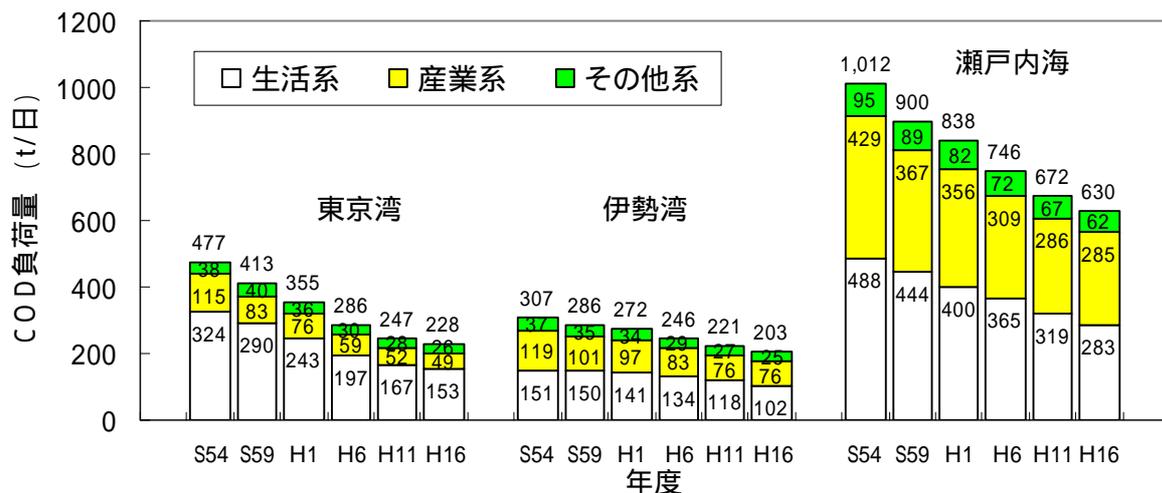


出典) 環境省調べ

備考) S40~47年は1月1日~12月31日、S48年は1月1日~11月1日、S49年以降は前年の11月2日~11月1日の累計 (瀬戸内法は、S48年11月2日に施行)

図中のS46~48年の値は、3年間平均の数値

図16 瀬戸内海沿における埋立面積の推移 (免許ベース)



出典) 発生負荷量管理等調査(環境省)及び関係都府県による推計結果。

備考) 点線の棒グラフは、関係都府県による推計値。平成16年度の値は削減目標量。

図17 指定地域における汚濁負荷量の推移及び削減目標量

表7 瀬戸内法に基づく指定地域における生活排水処理率の推移

(単位: %)

	昭和54年度	昭和59年度	平成元年度	平成6年度	平成11年度
京都府	45.7	58.2	70.4	80.2	85.8
大阪府	55.4	60.6	67.4	73.6	80.6
兵庫県	43.0	52.7	61.9	68.9	79.5
奈良県	23.3	27.5	34.6	46.3	55.5
和歌山県	2.7	3.0	5.7	11.0	19.8
岡山県	14.0	17.6	22.0	33.6	50.8
広島県	20.6	30.2	39.9	50.6	62.0
山口県	16.7	24.2	33.2	41.7	54.6
徳島県	6.8	9.3	12.0	16.9	22.1
香川県	13.7	19.2	21.9	26.5	35.8
愛媛県	10.9	16.0	22.0	29.7	40.6
福岡県	48.8	62.7	73.9	78.8	84.7
大分県	11.4	16.1	23.8	28.3	37.9
瀬戸内海全体	35.3	42.2	49.9	57.4	66.8

備考) 生活排水処理率(%) = (下水道処理人口 + 合併浄化槽処理人口 + 農業集落排水施設等処理人口 + コミュニティプラント処理人口) ÷ 指定地域内総人口 × 100

表8 自然海浜保全地区の指定状況（平成16年12月末現在）

	大阪	兵庫	和歌山	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	福岡	大分
条例名	自然海浜 保全地区条例	環境の保全と創造 に関する条例	自然海浜 保全地区条例	自然海浜 保全地区条例	自然海浜 保全条例	自然海浜 保全地区条例	自然環境 保全条例	自然海浜 保全条例	自然海浜 保全条例	自然海浜 保全地区条例	自然海浜 保全地区条例
公布	S56/3/27	H7/7/18	H11/3/19	S56/3/25	S55/3/28	S56/10/16	S55/10/30	S55/7/31	S55/3/18	S55/7/17	S55/10/1
施行	S56/10/1	H8/1/17	H11/6/1	S56/4/1	S55/5/1	S57/4/1	S56/1/1	S55/12/20	S55/4/1	S55/10/1	S56/4/1
指定年月日及び地区名	S58/11/21 ・長松 ・小島	S56/3/24 ・安乎 ・厚浜 S58/3/4 ・久留麻		S57/3/26 ・北木島楠 ・北木島西の浦 ・西脇 ・宝伝 ・鉾島 S58/3/22 ・沙美東 ・前泊 S59/3/27 ・唐琴の浦	S55/8/1 ・阿多田島長浦 ・佐木大野浦 ・七浦 S56/3/31 ・干汐 ・大串 S56/9/22 ・長浜 ・横山 S57/3/31 ・大柿長浜 ・梶ノ鼻 ・高根 S58/3/31 ・百島 ・大附 ・中小島 ・箱崎 ・グイビ S59/3/31 ・柄鎌瀬戸 S62/3/31 ・恋が浜 H2/3/31 ・大浦崎 H3/3/31 ・須之浦	S58/3/15 ・長浦 ・白浜 ・安岡 S58/7/5 ・室津 ・小串 ・ならび松 ・犬嶋 S60/3/29 ・刈尾		S57/1/21 ・小浦 鎌野 ・高尻 S57/10/1 ・竹居 S58/3/29 ・大浜 鴨越 S59/3/30 ・小浜 古江 ・遠手浜 S59/11/13 ・小部 鹿島 ・甲崎東 S60/5/28 ・田井 千軒 S61/3/28 ・仁老浜 S61/10/31 ・松尾 H元/3/31 ・青木 H2/3/20 ・名部戸 H2/11/6 ・尾子 ・柚ヶ浜 H4/3/27 ・羽立 H4/12/4 ・室浜 H5/11/24 ・吉野崎	S56/4/14 ・寒川海岸 ・津波島海岸 ・ねずみ島海岸 ・三机嶺の森海岸 ・白浦海岸 ・赤松海岸 S57/6/8 ・盛五反田海岸 ・宗方海岸 ・肥海塚浜鞆干狩場 ・高野川海岸 ・横八工海岸 ・田の浜海岸 S58/4/26 ・余木崎海岸 ・戸坂海岸 ・出走海岸 ・灘町海岸 ・川之浜海岸 ・大久海岸 ・宮之串海岸 ・岩松川海岸 ・元越海岸 S59/8/7 ・沖浦海岸 ・塩成海岸	S57/3/6 ・喜多久 ・三毛門 S62/12/24 ・松江浦	S57/8/3 ・富来浦 ・中越
計	2	3		8	19	8		23	23	3	2

出典) 環境省調べ

## 瀬戸内海環境保全特別措置法の概要

### ( 1 ) 瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画 ( 法第 3 ~ 4 条 )

基本計画	国	昭和 53 年 4 月閣議決定、5 月総理府告示 平成 6 年 7 月一部変更、平成 12 年 12 月全面改定
------	---	---

府県計画	府県	昭和 56 年 7 月策定 昭和 62 年 12 月、平成 4 年 6 月、平成 9 年 9 月、 平成 14 年 7 月一部変更
------	----	---

### ( 2 ) 特定施設の設置及び変更の許可制度 ( 法第 5 条 ~ 10 条 )

許可権者 府県知事及び政令市 ( 地方自治法の政令指定都市及び中核市 ) 市長

特定施設：日最大排水量 50m<sup>3</sup>以上の事業場が対象  
 ただし、下水道の終末処理施設  
 し尿処理施設  
 廃油処理施設 を除く。

環境事前評価：特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項の義務付け

### ( 3 ) 化学的酸素要求量 ( COD ) に係る総量規制 ( 法第 12 条の 3 )

瀬戸内海地域については本法により COD の総量規制が導入されている。

第 1 次 昭和 54 年 6 月、第 2 次 昭和 62 年 1 月、第 3 次 平成 3 年 1 月

第 4 次 平成 8 年 4 月、第 5 次 平成 13 年 12 月

### ( 4 ) 指定物質に係る削減指導 ( 法第 12 条の 4 )

	指定物質	環境庁長官指示	府県知事策定
第 1 次	りん	昭和 54 年 7 月	昭和 55 年 4-5 月
第 2 次	りん	昭和 60 年 12 月	昭和 61 年 4-5 月
第 3 次	りん	平成 2 年 12 月	平成 3 年 4-5 月
第 4 次	窒素及びりん	平成 8 年 3 月	平成 8 年 6-7 月

第 5 次総量規制から、窒素及びりんは水質汚濁防止法に基づく総量規制の対象となっている。

(5) 自然海浜保全対策(法第12条の7,8)

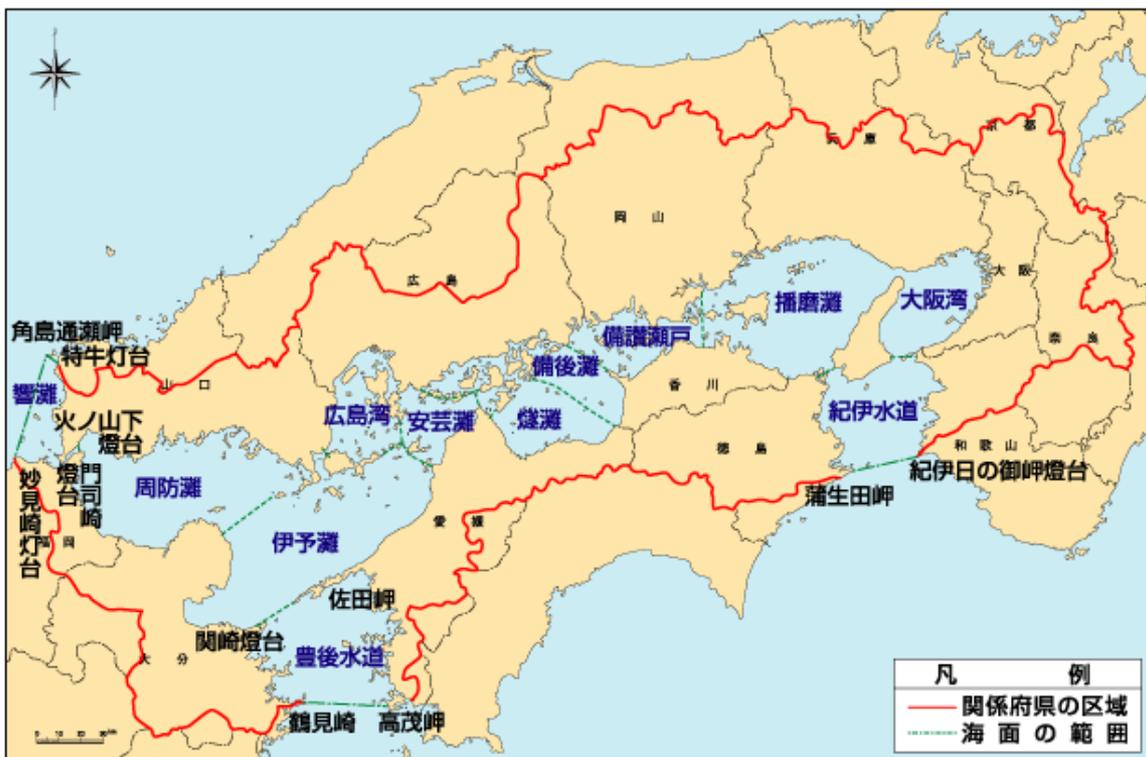
自然海浜保全地区の指定 府県が条例に基づき指定。自然海浜保全地区において工作物の新築等を行う場合は、関係府県へ届け出る必要がある。

(6) 埋立てについての特別の配慮(法第13条)

府県知事は公有水面埋立て免許にあたり「埋立ての基本方針」(昭和49年5月、瀬戸内海環境保全審議会答申)に照らし、環境保全上から特別の配慮をしなければならない。

(7) その他

- 下水道及び廃棄物の処理施設の整備等(法第14条)
- 海難等による油の排出の防止等(法第17条)
- 環境保全技術開発等の促進(法第18条)
- 赤潮等による漁業被害者の救済(法第19条)



瀬戸内海関係府県：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県(2府11県)

図 瀬戸内海環境保全特別措置法の関係府県及び範囲

( 8 ) 瀬戸内海環境保全行政の経緯

- 昭和46年 7月 「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」発足
- 昭和48年10月 「瀬戸内海環境保全臨時措置法」施行
- 昭和49年 5月 「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の適用に関する基本方針について」審議会答申
- 昭和51年12月 「瀬戸内海環境保全臨時措置法第3条の瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画の基本的な考え方について」審議会答申
- 昭和53年 4月 「瀬戸内海環境保全基本計画」閣議決定
- 昭和54年 6月 「瀬戸内海環境保全特別措置法」施行
- 昭和54年 6月 第1次水質総量規制 総量削減基本方針の策定
- 昭和56年 7月 関係府県「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」を策定
- 昭和62年 1月 第2次水質総量規制 総量削減基本方針の策定
- 平成 3年 1月 第3次水質総量規制 総量削減基本方針の策定
- 平成 7年~ 全窒素・全燐に係る環境基準の水域類型の指定
- 平成 8年 4月 第4次水質総量規制 総量削減基本方針の策定
- 平成11年 1月 「瀬戸内海における新たな環境保全・創造施策のあり方について」審議会答申
- 平成12年12月 「瀬戸内海環境保全基本計画の変更について」審議会答申
- 平成12年12月 「瀬戸内海環境保全基本計画」(新基本計画)閣議決定
- 平成13年12月 第5次水質総量規制 総量削減基本方針の策定
- 平成14年 7月 関係府県「瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画」を策定